

景観形成基準との適合チェックリスト

景観 形成 区域	■ 景観重点区域（枚方宿地区）の景観形成の方針
	☐ 歴史的環境整備ゾーン：歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う
	☒ 生活環境整備ゾーン：歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う
	☐ 商業・業務環境整備ゾーン：歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う

(該当する項目にチェックし、基準に適合する場合は配慮した内容を、基準に不適合の場合はその理由を記入してください)

景観形成基準		チェック項目	基準に適合	基準に不適合	届出者・設計者等の意見	
建築物等 これに附属する工作物を含むものの基準	配置	《建築設備・附属物等》 ■ 建築設備(エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等)、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道(街道沿い以外の区域を計画に含む場合は道路)から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	建築設備等が道路から見えにくい位置にあるか → 見える場合、建築物との一体化など、見苦しくない工夫をしているか 屋外階段は、建築物との一体化などにより、見苦しくない工夫をしているか	☐ 見えにくい ☐ 工夫している ☐ 工夫している	☐ 見える ☐ 特に工夫していない ☐ 特に工夫していない	
	建築物(工作物)の外観	《色彩》 ■ 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。	外壁や屋根等の色彩は無彩色等を基調とし、周辺と調和しているか 色彩基準を超えていないか ①R(赤)、Y R(橙)系の色相の場合、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下 ③その他の色相の場合、彩度2以下 アクセントカラーの基準面積を超えていないか (20分の1以下)	☐ 無彩色等で周辺と調和している ☐ 基準を超えていない ☐ 基準面積を超えていない	☐ 周辺と調和していない ☐ 基準を超えている (基準の適用除外を受けている) ☐ 基準面積を超えている (基準の適用除外を受けている)	
		《外壁》 ☐ 壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。 ■ 木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。	伝統的な様式に調和する意匠となっているか	☐ 伝統的様式と調和している	☐ 伝統的様式と調和していない	
		《意匠》 ■ 伝統的様式(格子戸、虫籠窓等)と調和するものとする。	伝統的な様式に調和する意匠となっているか	☐ 伝統的様式と調和する	☐ 伝統的様式と調和しない	
		《屋根》 ■ 原則、勾配屋根とする。(階数が3以下のもの)	勾配屋根となっているか	☐ 勾配屋根	☐ 勾配屋根以外	
		《色彩》 ■ 派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。	色彩は無彩色等を基調とし、周辺と調和しているか 色彩基準を超えていないか ①R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下 ③その他の色相の場合、彩度2以下 アクセントカラーの基準面積を超えていないか	☐ 無彩色等で周辺と調和している ☐ 基準を超えていない ☐ 基準面積を超えていない	☐ 周辺と調和していない ☐ 基準を超えている (基準の適用除外を受けている) ☐ 基準面積を超えている (基準の適用除外を受けている)	
		《外壁》 ☐ 門、塀、垣、さく等を配置する場合は、街道との敷際に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮する。	垣、さく等は、街道との敷際に配置し、周辺との連続性に配慮しているか それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮しているか	☐ 周囲と連続している ☐ 周辺になじんでいる	☐ 周囲と連続していない ☐ 周辺になじんでいない	
《意匠》 ■ 和風と調和するデザインとする。	周辺のまちなみと調和するデザインとなっているか	☐ 周辺のまちなみと調和している	☐ 周辺のまちなみと調和していない			

※A3版両面で使用してください

留意事項		届出者・設計者等の意見
広告物の基準	景観重点区域で屋外広告物を表示・設置する場合は、以下の方針に即したものとなるよう努めてください。 ・ 建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色を基調として、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 ・ 歩行者の視線からの見通しに配慮し、周囲のまちなみに調和する大きさ・数量とするよう努める。 ・ 複数設置する場合は、周囲のまちなみに調和するよう工夫に努める。 ・ 広告物の地色の色彩について、以下の色彩基準に適合するよう努める。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度10以下 ②Y(黄)系の色相の場合、彩度8以下 ③その他の色相の場合、彩度6以下 ・ 電光表示するものを使用する際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。	